

回覧

那農林第273号  
令和7年11月10日

農業者のみなさまへ

那須町長 平山幸宏

畦畔等のしば焼きについて

寒冷の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本町の農業行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年栃木県内において、しば焼きが原因となる延焼や傷害事故が発生しております。

このため、栃木県から、しば焼き以外の方法による病害虫の駆除の実施を推進するよう通知がありました。やむを得ず畦畔等のしば焼きを実施する場合は、下記のとおり注意事項を確認し、各自消防署へ届出をしてから実施くださいますようご理解ご協力の程よろしくお願ひいたします。

記

畦畔などの病害虫防除については、なるべく焼却によらずに薬剤の施用や散布、草刈りなどの方法で行い、やむを得ず枯草焼却の方法により病害虫防除を行う場合には、次の点に配慮して実施してください。

- 地域単位で実施してください。
- 強風時は実施を控えてください。
- 道路（高速道路）や線路付近では、煙で通行の妨げにならないようにご注意ください。
- 作業は単独で行わず、点火・消火の点検を十分に行ってください。
- 地域住民のご理解のもと実施してください。

実施する際は、下記の届出を **消防署へ提出** してから実施してください。  
「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」 裏面

提出先：那須消防署 TEL：72-1215、FAX：72-1292  
(湯本地区は湯本分署 TEL：76-3200、FAX：76-3209)